

# ～ 特別養護老人ホーム いすず苑 利用料金表 ～

1ヶ月あたり（30日） ※ 基本料金 + 加算料金 + 居住費 + 食費 円単位

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	2割負担	3割負担
要介護 1	57,997	60,697	83,197	104,497	135,997	160,394	184,791
要介護 2	60,263	62,963	85,463	106,763	138,263	164,926	191,589
要介護 3	62,693	65,393	87,893	109,193	140,693	169,786	198,879
要介護 4	64,991	67,691	90,191	111,491	142,991	174,382	205,773
要介護 5	67,222	69,922	92,422	113,722	145,222	178,844	212,466

## （基本料金）

要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
652	720	793	862	929

## （加算料金）

日常生活継続支援加算Ⅱ	重度の利用者の日常生活を支援できる体制に算定	46/日
看護体制加算Ⅰ	常勤の正看護師を1人以上配置している体制に算定	4/日
看護体制加算Ⅱ	常勤換算で利用者25人に対し1人以上の看護師を配置している体制に算定	8/日
夜勤職員配置加算Ⅳ口	夜勤帯に最低基準+1の介護職を配置し、尚且つ登録喀痰吸引等事業者として喀痰吸引等の実施ができる体制に算定	21/日
科学的介護推進体制加算	入所者ごとの、心身状態等に係る基本的な情報収集を行い、科学的根拠に基づいて、介護サービスの質の向上を図るための体制に算定	50/月
介護処遇改善加算Ⅰ	介護サービスに従事する介護職員の賃金の改善を行うための算定	1ヶ月の所定単位数 (基本料金+加算料金) × 8.3%
介護職員等特定処遇改善加算	経験・技能のある介護職員の処遇改善を重点化しつつ、他の職員についても処遇改善を行うための算定	1ヶ月の所定単位数 (基本料金+加算料金) × 2.7%

## （居住費・食費）

	居住費	食費
第1段階	820	300
第2段階	820	390
第3段階①	1,310	650
第3段階②	1,310	1,360
第4段階	1,970	1,750



【利用者様、家族様の意向及び利用者様の心身の状況に合わせ提供されるサービスに係る加算】

(個別の利用者様対象)

初期加算	入所（退院）した日から30日以内の期間についての算定	30/日	
安全対策体制加算	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する整備がされている体制に算定（入所時に1回）	20/回	
看取り介護加算Ⅱ	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断され、看取り対応の同意がなされた場合に算定	死亡日	1580/日
		死亡日前日・前々日	780/日
		死亡以前4日～30日	144/日
		死亡日以前31～45日	72/日
配置医師緊急時対応加算	医師が早朝、夜間に施設を訪問し診療を行った場合に算定	650/回	
	医師が深夜に施設を訪問し診療を行った場合に算定	1300/回	
自立支援促進加算	利用者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、利用者の医学的評価に基づく日々の過ごし方等へのアセスメントの実施、日々の生活全般における計画に基づくケアの実施を行った場合に算定	300/月	
生活機能向上連携加算Ⅱ	連携する理学療法士と共同で機能訓練を実施した場合に算定	200/月	
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡の予防と発生した褥瘡を管理、改善した場合に算定	3/月	
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡マネジメント加算Ⅰの算定要件を満たし、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合に算定	13/月	
経口維持加算Ⅰ	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画を作成し、計画に従った栄養管理を行った場合に算定	400/月	
経口維持加算Ⅱ	経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、歯科医師等が会議に参加し、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するため、食事の観察等を行う場合に算定	100/月	
療養食加算	利用者様の心身の状況により、療養食の提供が行われたことに算定	6/回	
低栄養リスク改善加算	低栄養リスクの高い利用者に対し、栄養管理・改善していくことに算定	300/月	
再入所時栄養連携加算	利用者が医療機関に入院し、以前と大きく異なる栄養管理が必要になった場合について医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に算定	200/回	
外泊時費用	外泊した場合に1月に6日を限度として算定。但し、外泊の初日及び最終日は、算定されない	246/日	